

受益者の皆様へ

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

「イーストスプリング・インド株式オープン（資産成長型）」
信託終了（繰上償還）予定に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。
追加型証券投資信託「イーストスプリング・インド株式オープン（資産成長型）」（以下、「ファンド」ということがあります。）につきまして、2021年8月13日をもって信託を終了させていただく予定ですのでここにお知らせいたします。

この信託終了（繰上償還）につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投信法」ということがあります。）の規定に従い、書面による決議（以下「書面決議」ということがあります。）をもって実施いたします。

つきましては、本書面および「書面決議参考書類」をお読みいただき、信託終了（繰上償還）に関する決議の賛否および必要事項を、同封の「議決権行使書面」にご記入のうえ、弊社までお送りいただきますようお願い申し上げます。

なお、本議案に賛成される場合は、特にお手続きは不要です。「議決権行使書面」をお送りいただかない場合は、賛成として取扱われます。

受益者の皆様におかれましては、何卒この信託終了（繰上償還）についてご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 信託終了（繰上償還）の理由

ファンドは2018年3月20日の設定来、モリシャス籍外国投資法人「イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・エクイティ・オープン・リミテッド」を通じて、主としてインドの金融商品取引所に上場されている株式に投資を行うことにより、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ってまいりました。

しかしながら、2021年4月末時点においてファンドの受益権の総口数は信託約款に定める繰上償還の基準となる10億口を大きく下回る状態が続いており、また今後、ファンドにおける受益権口数の大幅な増加は見込み難く、効率的な運用が困難になることが懸念されます。弊社といたしましては、信託契約を終了することが受益者の皆様にとって有利であると判断し、信託約款の規定に基づき信託終了（繰上償還）の手続きを行うことといたしました。

2. 信託終了（繰上償還）に関するスケジュールについて

① 受益者および受益権口数の確定	: 2021年7月1日（木）
② 書面による議決権行使受付最終日	: 2021年7月26日（月）
③ 書面による決議の日 (信託終了（繰上償還）の可否が決定される日)	: 2021年7月27日（火）
④ 信託終了（繰上償還）予定日	: 2021年8月13日（金）

3. 書面決議の手続きについて

書面による議決権の行使は、2021年7月1日時点の受益者の皆様を対象としております。

対象となる受益者の皆様は、上記の議決権行使受付最終日までにイーストスプリング・インベストメンツ株式会社に対し、同封の議決権行使書面をもって議決権を行使することができます。

本決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。

本議案が可決された場合は、2021年8月13日をもって信託終了（繰上償還）します。

本議案が否決された場合は、信託終了（繰上償還）は行いません。

書面決議の結果は、2021年7月27日以降、弊社のホームページでご確認いただけます。

ホームページアドレス <https://www.eastspring.co.jp/>

4. 書面決議の方法について

同封の「議決権行使書面」に、ファンドの信託終了（繰上償還）に対する賛否および必要事項をご記入の上、2021年7月26日までに下記宛にご送付ください。2021年7月26日弊社到着分までを有効とさせていただきます。なお、本決議におきまして議決権を行使されない場合（議決権行使書面をご返送いただかない場合）は、信託約款の規定に基づき、賛成するものとさせていただきます。

[送付先]

〒100-6905 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
信託終了に関する議決権行使書面受付窓口 宛

[ご注意事項]

- ・ 議決権を行使される場合は、必ず同封の「議決権行使書面」をご使用ください。
- ・ 同一の受益者の方が重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、当該受益者の方が行使されたすべての議決権に関して無効とさせていただきますのでご了承ください。
- ・ 議案についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書面をご提出された場合は、本決議に賛成いただいたものとさせていただきます。

5. ご換金の手続き等について

議決権行使期間中、ならびに書面決議により信託終了(繰上償還)が行われることとなった場合においても、通常どおり換金のお申込みを受け付けます。なお、換金申込の最終受付日は、2021年8月4日となります。

また、信託終了日までファンドを保有し、償還金をお受け取りいただくこともできます。

なお、本書面決議において、議案に反対された受益者による投信法に基づく受益権の買取請求は、ファンドは解約請求による換金が可能であることから適用されません。

書面決議により信託終了(繰上償還)が行われることとなった場合、取得申込みの最終受付日は、2021年8月4日となります。

個人情報の利用について

議決権行使書面に記入いただいた内容(個人情報)は、この度の信託終了(繰上償還)の書面決議を行うために利用いたします。取得した個人情報は、個人情報保護のため適切に管理され、委託会社である弊社および販売会社において共有されますが、当該目的以外には利用されません。

<本件に関するお問合せ先>

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

信託終了に関する議決権行使書面受付窓口

電話番号 03-5224-6803 (受付時間: 平日の午前9時~午後5時半)

以上